「居宅介護」重要事項説明書

社会福祉法人上島町社会福祉協議会
上島町社協居宅介護事業所
当事業所は愛媛県の指定を受けております
指定　第３８１３２０００１５号

１．事業者の概要

名　　称	社会福祉法人　上島町社会福祉協議会
所　在　地	愛媛県越智郡上島町生名２１３３番地３
電 話 番 号	０８９７－７６－２６３８
代 表 者 氏 名	会長　宮川　阪光
設 立 年 月	平成１６年１０月１日

２．事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所
事業所の名称	上島町社協居宅介護事業所
事業所の所在地	愛媛県越智郡上島町生名２１３３番地３
電話番号	０８９７－７６－２６３８
事業所の運営方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に必要な援助を、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供します。
管理者氏名	石橋　俊治
開設年月日	平成１８年１０月１日
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護　（事業所番号　３８７３２００８９７） 指定重度訪問介護（事業所番号　３８１３２０００１５）

３．事業実施地域

上島町全域

４．営業時間

営　　業　　日	月曜日～金曜日
受　付　時　間	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	８時３０分～１７時３０分

ただし、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は休業します。

５．職員の体制

（１）　管理者　　１名

職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し、遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　　２名以上

居宅介護計画を作成し、利用者、障がい児及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（３）従業者　　３名以上

居宅介護計画に基づき居宅介護を提供する。

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）とご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、ご利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします。）
- ○ 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪を行います。
- ○ 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ○ 食事介助…食事の介助を行います。
- ○ 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- ○ 通院介助…通院の介助を行います。
- ○ その他必要な身体介護を行います。

※ **医療行為はいたしません。**

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
- ○ 調理…利用者の食事の用意を行います。
- ○ 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ○ 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ○ 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
- ○ その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ ご利用者以外の方の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室、庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（２）ご利用者の負担額

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、ご利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。３ページに記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

＜２人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

☆ １人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと２人のヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等＞

☆ 介護給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。

☆ ご利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出てください。

＜償還払い＞

○ 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいった

んお支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。

②「通院介助」において、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービス利用時にその都度ご負担いただきます。）

＜サービス利用料金＞

サービスの利用料金は下の表により利用者負担額をお支払いいただきます。

利用時間	家事援助	
30 分未満	利用料金	１０６円
30 分以上 45 分未満		１５３円
45 分以上 1 時間未満		１９７円
1 時間以上 1 時間 15 分未満		２３９円
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満		２７５円
1 時間 30 分以上		311 円に 15 分を増すごとに +35 円

利用時間	身体介護	
30 分未満	利用料金	２５６円
30 分以上 1 時間未満		４０４円
1 時間以上 1 時間 30 分未満		５８７円
1 時間 30 分以上 2 時間未満		６６９円
2 時間以上 2 時間 30 分未満		７５４円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		８３７円
3 時間以上		921 円に 30 分を増すごとに +83 円

○ 加算

加算項目	内 容	金 額
初回加算		２００円
特別地域加算	サービス利用料金に対し	１５％

＜利用者負担の減免について＞

〔利用者負担に関する月額上限額〕

○ １ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて４区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	１ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	０円

低所得１	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が８０万円以下の方	０円
低所得２	市町村民税非課税世帯	０円
一　　般	市町村民税課税世帯	３７，２００円

（４）利用者負担額等のお支払い方法

前記（２）の料金は、１カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１カ月に満たない期間のサービスに関するご利用料金は、ご利用状況に基づいて計算した金額とします。）

○　預金口座引き落としの場合
☆ 愛媛銀行、ゆうちょ銀行、越智今治農業協同組合の口座から引き落としとします。

（５）利用の中止・変更・追加

① 利用予定の前に、ご利用者のご都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスのご利用予定日前日の１７時３０分までに事業者に申し出て下さい。（キャンセル料は必要ありません）

② 上島町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

③ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

（６）実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその２ヶ月前までにご説明申します。

７．サービスの利用に関する留意事項

（１）　サービス提供について

☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮いたします。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただくこともあります。）

（２）　ホームヘルパーについて

☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。ご利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、事業所の相談窓口にご遠慮なくご相談ください。

（３）サービス内容の変更

☆ 訪問時に、ご利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった

場合は速やかにホームヘルパーにお知らせ下さい。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

（5）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② ご利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③ ご利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
④ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等においてご利用者の同意を得てご利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
⑤ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（ご利用者又は第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8．サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供の完結日より５年間保存します。

（2） 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令及び上島町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際し、複写物を必要とする場合には、１枚につき１０円をご負担いただきます。）

9．損害賠償について

事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 緊急時の対応について

サービスの提供中にご利用者の体調に急変が生じた場合は、速やかに医療機関へ連絡を行い、医師の指示に従うとともに緊急連絡先に連絡します。この場合、診療を受けたときは、ご利用者の医療保険を利用するものとします。

緊急連絡先	氏　　名	
	住　　所	
	電 話 番 号	
主治医	医療機関名	
	主 治 医 名	
	電 話 番 号	

11. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し可能な限りの応急処置（傷害の程度に応じ医療機関へ連絡）をとるとともに、緊急連絡先及び関係機関へ届け出ます。

12. 苦情等の受付について

（１）　事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、サービスご利用の相談は次の窓口で対応します。

上島町社会福祉協議会	ご利用時間	平日	８時３０分～１７時３０分
	電　話　番　号		０８９７－７６－２６３８
	担 当 者 氏 名		山口　実和

（２）　行政機関その他苦情受付機関

上島町生名保健センター	ご利用時間	平日	８時３０分～１７時１５分
	電話番号		０８９７－７４－０９１１
愛媛県社会福祉協議会（運営適正化委員会）	ご利用時間	平日	９時～１７時
	電話番号		０８９－９９８－３４７７

13．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	－
実施した評価機関の名称	－
評価結果の開示状況	－